

国分寺市立小学校  
知的障害特別支援学級設置等検討委員会  
報告書

令和5年12月22日

国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会

# 目 次

はじめに.....	1
1 本委員会設置の経緯.....	2
2 国分寺市における知的障害特別支援学級の設置及び児童数.....	2
(1) 特別支援学級の設置状況	
(2) 特別支援学級の児童数	
3 検討事項についての協議結果.....	4
(1) 検討事項	
(2) 児童アンケートの結果	
(3) 協議内容	
(4) 協議結果	
(5) 新規に特別支援学級を設置することが可能な学校	
(6) 施設設備	
(7) 特別支援学級の開設	
4 今後のスケジュール案.....	9
5 資料.....	10
国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会設置要綱	
国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員 名簿	
国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会日程	
児童アンケート結果	

## はじめに

国分寺市教育委員会は、市における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、平成20年5月に、「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定し、その後、5年ごとに計画の見直しを図っています。令和4年2月には、「第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定し、特別支援教育推進体制の整備と充実を図ってきました。

近年、本市における児童数は、増加傾向であり、特別支援学級に在籍する児童数も同様の傾向です。特に、小学校の知的障害特別支援学級に在籍する児童数の増加傾向は顕著であり、1校の人数が市内全体の在籍人数の半数に当たる学校も出てきています。「第4次国分寺市特別支援教育推進基本計画（義務教育時）」においては、児童数の増加が予想されることから、今後の動向を注視することが前提になるものの、必要に応じて新たな学級の新設や学区区域の変更等の対応の必要性が示されています。そこで、令和4年度には、教育委員会事務局内で準備委員会を立ち上げ、関係資料等を集め、検討委員会設置の準備を進めてきました。

こうした経緯を経て、令和5年度は「国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会」を設置し、審議を行ってきました。委員会においては、小学校の知的障害特別支援学級での授業を参観する機会を設けるとともに、関係児童・保護者の意見等を収集し、協議の参考としました。これに加えて、在籍児童数の多い特別支援学級への対応だけでなく、市内特別支援学級の教育環境の充実という観点からも協議を行い、検討結果を報告書にまとめました。今後の本市の特別支援教育の充実のためにご活用いただけるよう提出いたします。

令和5年12月22日

国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会

## 1 本委員会設置の経緯

国分寺市教育委員会は、令和2年2月に「第2次国分寺市教育ビジョン」を策定し、国分寺市の目指す姿の一つとして、次のとおり示している。

- 学校では、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行われています。
- 教員、子ども、保護者、地域住民が特別支援教育への理解を深めています。また、教員は関係諸機関と連携しながら子どもの能力や可能性を最大限に伸ばしています。
- 悩みを持った子どもや保護者が相談しやすい体制が整っています。

このことに基づき、市教育委員会では、平成19年4月1日付19文科初第125号「特別支援教育の推進について（通知）」や国及び東京都の動向を勘案し、「第3次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を踏まえ、「国分寺市総合ビジョン」と「第2次国分寺市教育ビジョン」を反映させた形で、令和4年2月10日「第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」（以下「基本計画」という）を策定した。

「基本計画」においては、今後、本市での児童数の増加と、それに伴って、知的障害特別支援学級在籍児童の増加が見込まれること、今後の動向を注視することが前提となるが、必要に応じて新たな学級の新設や学区域の変更等を進めることについて示されている。

これらを踏まえて、市教育委員会は、本委員会を設置し、この課題について協議・検討することとした。

## 2 国分寺市における知的障害特別支援学級の設置及び児童数

### (1) 特別支援学級の設置状況

国分寺市では、「国分寺市特別支援教育基本計画」に基づき、次の通り特別支援学級及び特別支援教室の設置を進めてきた。

昭和33年度	第四小学校	双葉学級	(知的障害)
昭和53年度	第四小学校	さつき学級	(情緒障害)
昭和55年度	第七小学校	けやき学級	(知的障害)
昭和63年度	第二小学校	わかば学級	(知的障害)
平成30年度	第一小学校	さくら	(特別支援教室) (拠点校)
	第二小学校	たんぼぼ	(特別支援教室)
	第三小学校	こすもす	(特別支援教室)
	第四小学校	さくら	(特別支援教室)
	第五小学校	せんだん	(特別支援教室) (拠点校)
	第六小学校	たんぼぼ	(特別支援教室)
	第七小学校	こすもす	(特別支援教室) (拠点校)
	第八小学校	たんぼぼ	(特別支援教室) (拠点校)
	第九小学校	せんだん	(特別支援教室)
	第十小学校	せんだん	(特別支援教室)

(2) 特別支援学級の児童数

本市には、知的障害特別支援学級を設置している小学校が3校あるが、令和4年5月1日の時点で、第二小学校わかば学級の児童数が全体の約半分を占めている。

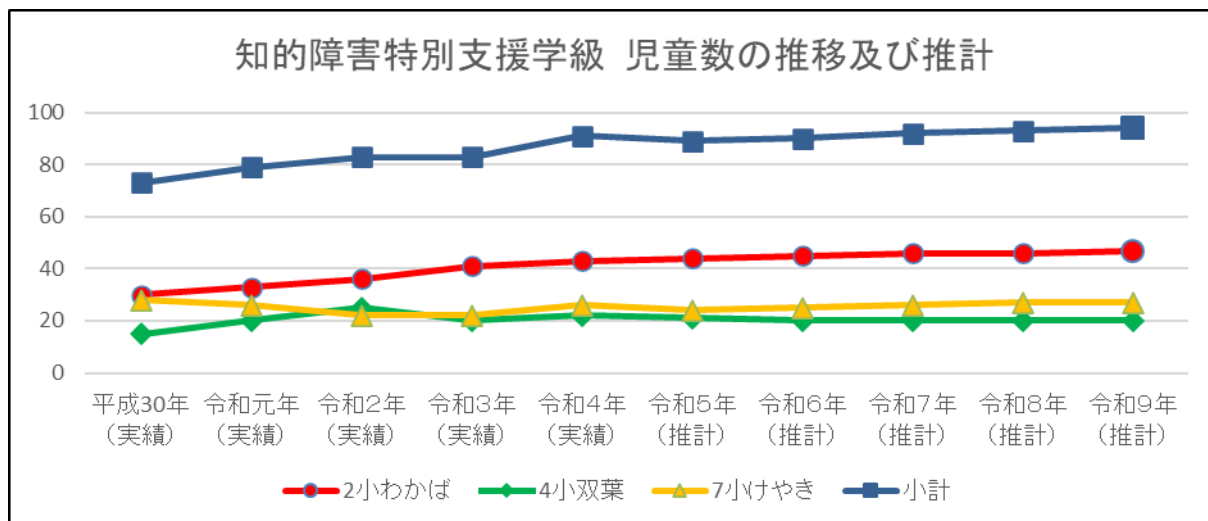
	学級数	児童数
第二小学校 わかば学級	6	43
第四小学校 双葉学級	3	22
第七小学校 けやき学級	4	26

また、多摩26市の知的障害特別支援学級の1校当たりの学級数及び児童数を比較してみると、多摩地区でも第二小学校わかば学級の在籍児童数は、上位5%に入っている。

学級数	人数	学校数
8	57～64	0
7	49～56	2
6	41～48	4
5	33～40	20
4	25～32	36
3	17～24	42
2	9～16	27
1	1～8	3
合計		134

※26市の公立小学校424校中、知的特別支援学級を設置している学校の数134校

今後も増加が予想される市内の特別支援学級の在籍児童のうち、第二小学校わかば学級の児童が半数を占めることが想定されている。



### 3 検討事項についての協議結果

#### (1) 検討事項

「基本計画」に示されている課題をもとに、検討委員会で検討する事項を次の2点とした。

- 新たな学級の設置に関すること
- 学区域の変更に関すること

#### (2) 児童アンケートの結果

第二小学校わかば学級児童を対象に、令和5年7月中旬にアンケートを実施した。実施に当たっては、学級で児童に配布し、家庭で回答した上で、学校を通して、事務局が回収し、集計を行った。なお、回答が難しい際には、保護者の方と一緒に回答してもよいこととした。児童アンケートの結果については、委員間で共有し、検討事項の協議の参考として扱った。児童アンケートに関する委員からの意見は次のとおりである。

(アンケート結果については、14～16ページを参照)

- ・「教室の席と席が近く、人と人の空間が保てない」「人数が多い」などの児童の意見がある。教室をカーテンで区切って活用する工夫はされているが、クラスでICTを使って動画を視聴するなど、カーテン越しに音が聞こえてきて集中できないということがあるので、効果的ではない。
- ・このアンケート結果と学校の実態から、空間の仕切りがあり、落ち着ける空間が児童にとって必要であると考えられる。
- ・結果の円グラフの数値を見ると、児童はとても満足している。これは先生方の努力だと思う。円グラフの結果だけ見るとうまくいっているのだと受け取れてしまう。記述を見ると、席が近く人と人の空間が保てないとか、学校が遠く、登校に時間がかかるというところとか、カーテンで仕切っていて、隣の声がうるさいなどの課題が見えてきた。ただ、アンケート結果の数字だけが独り歩きしてしまうことのないようにしなければならず、解釈は難しい。
- ・自宅から学校まで近く、歩いて通えるというのは子どもにとってメリットはあると思う。また、公共交通機関等、バスや電車だけではなくて、信号や歩き方の勉強、そして、地域の方の目に触れるというのは、その地域の中で生きていくというところにつながっていくと思う。

(抜粋)

#### (3) 協議内容

人数が増加することに対する対応の困難さについて、次のような意見があった。

特別支援学級の学級編成基準では児童8名で1学級が編成されるものの、在籍する児童の人数が多いことで、特別支援学級の特徴である少人数の中での指導に、次のような、いくつかの課題が生じてくる。

#### ア 個別のサポートの困難化

在籍児童の人数が増えると、異年齢交流や共同学習、交流学习等を実施する際に、計画を立てることが困難になる場合がある。例えば、人数が多いことで、異年齢交流で学習計画を立てようとするすると個別の状況に応じた場を設定しにくかったり、交流学习を計画しようとするすると交流学級と日程が合わなかったりする。特別なニーズがある児童には、個別の指導や支援が必要であるが、人数が増えると、それぞれに対応することが難しくなる可能性がある。

#### イ 個別化の困難化

特別支援学級では、児童の個別のニーズに合わせた教育計画を立てる必要がある。しかし、児童の人数が多くなると、個々の児童のニーズに適切に対応することが難しくなる可能性がある。人数が多くなり、教育資源や人的リソースが限られている場合、児童の個別の学びや発達に対応することが難しくなる。

#### ウ 落ち着いた学習環境の確保

特別支援学級では、児童の学習ニーズに合わせた個別の指導や適切な学習環境が必要である。しかし、少人数のグループで学習を進めるために、グループ数に対して学習する場所（教室）が必要になる。教室内を仕切ろうとすると、一つの学習グループの音が漏れることがある。児童同士のコミュニケーションや集中力の確保が難しくなり、効果的な学習が妨げられる可能性がある。

#### エ 特別支援学級における学習活動を進める困難化

特別支援学級では、児童の特性に応じた個別のケアやルールの設定が必要である。児童の人数が増えると、それぞれの教育ニーズに対応することが増える。特別支援学級における学習活動（行事等）を進めていく中で、個別の支援や学習を計画するには多様な場と児童一人一人に応じた時間が必要となる。つまり、教員や支援員等は、児童の安全や学習環境を確保するために、一人あたりの十分な空間やリソース、時間が必要となってくる。

このほか、特別支援学級の通学に関して、次のような協議があった。

現在、特別支援学級に在籍している児童は、通学に関してスクールバスを利用する児童と、徒歩で登校する児童がいる。スクールバスの利用を可能としているが、高学年においては、中学への進学を視野に入れると、自分一人で通える力を身に付けさせる必要がある。

また、自宅から学校まで徒歩で通うのは、信号や歩き方等の学習につながり、さらに、地域の方と出会うというのは、その地域の中で生きていくということにつながる。障害の程度を考える必要はあるが、地域の方々に見守られながら安心して通えるというのは大事なことである。

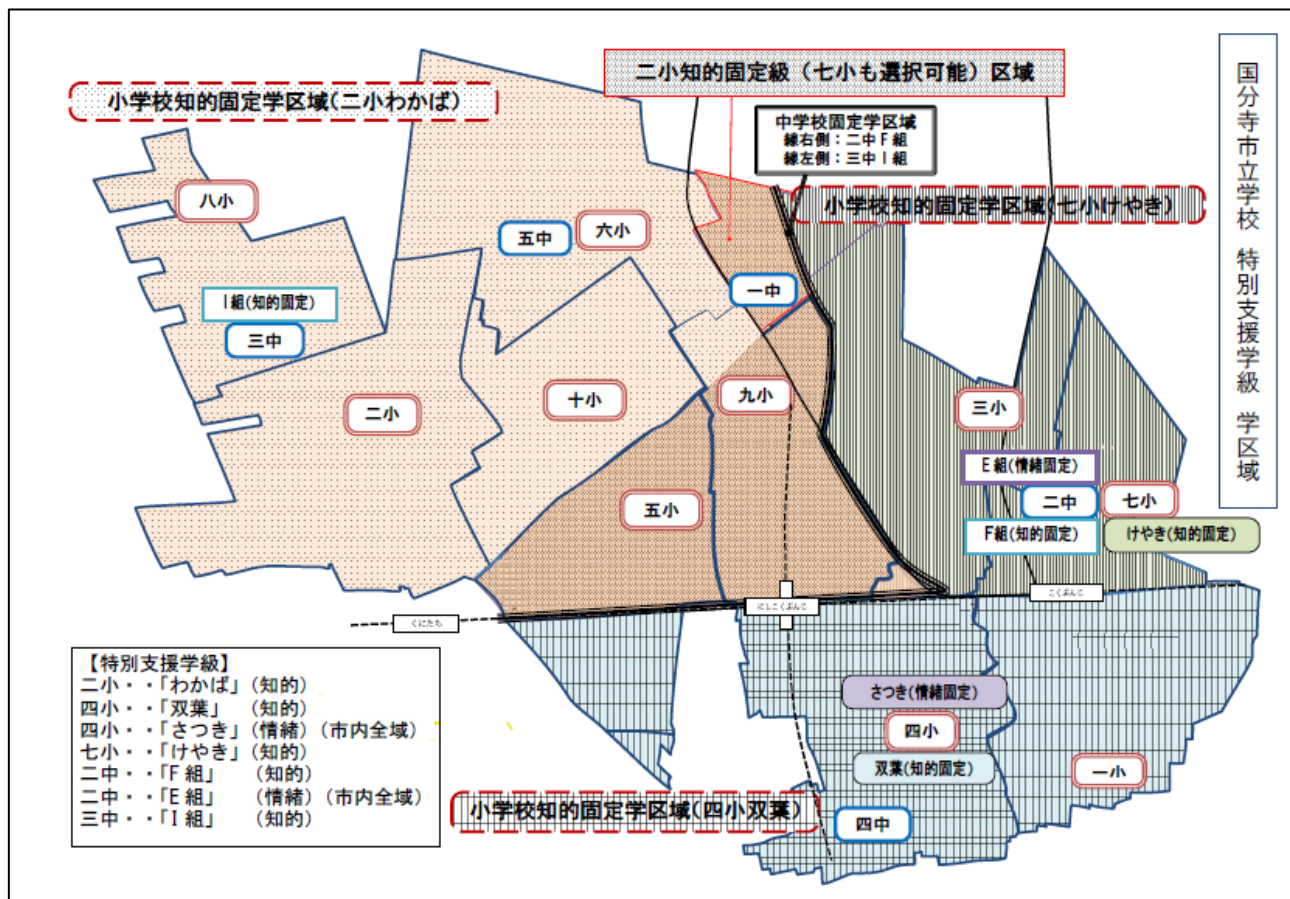
これらの協議に加え、第二小学校わかば学級に関しては、次のような協議があった。通常学級及び特別支援学級の在籍児童数が多く、特別支援学級において、グループ学

習に必要な教室数の確保が難しいことや、在籍児童全員が集まることができる教室がないこと、学習に集中できる環境整備の充実が求められていること、個別指導やクールダウンが可能なスペースの設置が望ましいこと、通学時間が長い児童がいること等により、特別支援学級の新設もしくは、通学区域の変更等の対応が必要と考えられる。しかしながら、現在特別支援学級が設置されている3校の通学区域の変更等による在籍人数の均等化のみの対応では、今後さらに在籍児童数の増加が予測されることと、学習環境の改善につながらないことから効果的ではないと考えられる。

#### (4) 協議結果

これらの協議を踏まえ、本委員会では、予想される知的障害特別支援学級の在籍児童数の増加に対応するため、新たに学級を設置し、第二小学校わかば学級の児童及び学区を分割することが望ましいという結論に至った。

#### (5) 新規に特別支援学級を設置することが可能な学校



【図1】(令和5年度)

現在、本市の小学校においては、第二小学校、第四小学校、第七小学校に、知的障害特別支援学級が設置されている。【図1】から本市の西側、南側、東側に特別支援学級が位置していることから、市の中心に位置し、第二小学校の小学校知的固定学区に位置している第六小学校、第十小学校、また第二小学校に比較的近い第五小学校、第九小



学校から、新規に特別支援学級を設置することが可能な学校を検討することが望ましいと考えられる。

また、新規に学級を設置するに当たって、教室数を確保する必要がある。令和3年4月1日施行の「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」により、学級編成の基準が令和7年度までに段階的に35人としてこととなった。本法律の施行及び近年の本市における人口増加により、学校によっては教室の確保に困難が生じている現状がある。このことから、既存の特別支援学級の位置と、4校の学級数の令和7年度までの推移【表1】を踏まえると、新規に特別支援学級を設置することができる可能な学校として、第六小学校が考えられる。しかしながら、今後の市内の児童数の推移を十分注視しながら、既存の教室の活用や新規の教室の増築等を視野に入れ、新規に特別支援学級を設置することが可能な学校を決定していく必要がある。

第五小学校、第六小学校、第九小学校及び第十小学校の学級数の推移

令和7年度当初までの推計

	五小	六小	九小	十小
R5年度（確定数）	17	19	17	15
R6年度	18	20	19	17
R7年度	20	20	19	18
R5年度普通教室数	17	19	17	15
転用可能教室数	3	3	2	
教室数合計	20	22	19	

※十小については、令和5～6年度の増築棟建設により不足教室数を確保し、その間は仮設校舎で対応する。

【表1】（令和4年10月1日時点における推計）

## （6）施設設備

新規に特別支援学級を設置するに当たり、市内全ての特別支援学級の施設設備において、次のような意見があった。

### ア 照明について

児童によっては、教室内の照度が高いことで、気持ちが落ち着かないことがある。教室内の照度には一定の基準が設けられているものの、学習の内容によっては確実に照度が得られるようにするとともに、必要以上に照度が高くならないように配慮する必要がある。

#### イ パーテーションと換気、冷暖房について

新規の特別支援学級では学年等により、いくつかのグループに分けて学習を行う。パーテーション等で教室を分けるような形になることから、黒板等が両方グループにあることや、可動式のモニターなど、教室を分けても対応できる環境が必要である。また、冷暖房も教室を分けることで片方のグループのみ効果があることのないよう、窓や出入り口の関係性も考慮に入れ、快適な学習環境となるよう配慮できるとよい。

#### ウ クールダウンのスペースについて

児童が学級の中で一日を過ごす時、学習や人間関係などで気持ちが落ち着かなくなることがある。教員等が対応するが、児童が一時的に気持ちを落ち着かせるスペースがあることで、児童は出来事を振り返ったり、自分を見つめ直したりすることができる。

#### エ 教室レイアウトについて

年度によって児童の組み合わせ、人数編成が変わることがあることから、教室環境をある程度、可変的に対応できるようにする必要がある。例えば、ランドセル、教科書、体育着のかごなどを入れられる移動式ロッカーにすることが望ましい。移動式ロッカーを用いて、教室の真ん中で仕切って、空間を空けることなどができる。ただし、児童の安全が第一優先であるため、場所が決まったら固定するなど、事故が生じないように配慮する。また、教材が相対的に増えていくので、教材室となるスペースは必要である。

#### オ ICT機器及びモニター等について

今後、学習を進めるに当たって、ICT機器は必要であり、プロジェクターや吊り下げ式のテレビ、あるいは可動式のテレビモニターで映し出せたりすることができる。とよい。

### (7) 特別支援学級の開設

特別支援学級の開設に当たっては、在籍する児童の気持ちに十分配慮して学区等を柔軟に設定する必要がある。例えば、卒業を迎える6年生は今までの級友とともに通い慣れた学校で過ごしたいと願っていることが考えられる。一方、新1年生であれば、より近い学校を指定することに納得すると考えられる。2年生以上については、十分に保護者に対しても説明を行いつつ、きめ細かな対応を要する。児童の心情を考え、一定期間の移行措置を設ける必要があると考える。

#### 4 今後のスケジュール案

##### ○令和5年度

- 12月 小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会 報告書提出
- 1月 小学校知的障害特別支援学級設置等の報告（教育委員会定例会）
- 2月 小学校知的障害特別支援学級設置等の報告（校長連絡会）
- 3月 関係保護者説明会（報告書の説明）

##### ○令和6年度以降

設置計画の検討，施設準備，入級希望調整，教育課程編成等を経て，特別支援学級開設

※令和6年度以降は，市内全体の児童数の増加等の動向に注視した上で，スケジュールの変更が考えられる。

## 5 資料

### 国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）（令和4年2月策定）に基づき、市立小学校知的障害特別支援学級の設置等に関し必要な事項を検討するため、国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「市立小学校知的障害特別支援学級」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の特別支援学級のうち同項第1号の知的障害者を対象とするものであって、市立小学校に設置するものをいう。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を国分寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 市立小学校知的障害特別支援学級の設置等に関する事項
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員14人以内をもって組織し、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 1人以内
- (2) 市立小学校の保護者の代表者 3人以内
- (3) 識見を有する者 1人以内
- (4) 医師 1人以内
- (5) 都立特別支援学校の教諭 1人以内
- (6) 市立小学校の校長 1人以内
- (7) 市立小学校知的障害特別支援学級の担当教諭 3人以内
- (8) 教育部教育総務課長
- (9) 教育部学務課長
- (10) 教育部学校指導課長

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条の規定による報告をもって終了する。

(謝礼)

第6条 教育委員会は、第4条第3号及び第4号に掲げる委員に対し、謝礼を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育部学校指導課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員 名簿

区 分	所 属 等	氏 名
公募市民	公募市民	栗木 美代子
保護者代表	国分寺市立第二小学校保護者	小川 夏織
	国分寺市立第四小学校保護者	多田 明子
	国分寺市立第七小学校保護者	吉川 樹里
識見者	東京家政大学児童学部初等教育学科 学科長・教授 東京家政大学大学院人間生活学総合研究科 教授	半澤 嘉博
医師	むさしの小児発達クリニック	川崎 葉子
学校	東京都立武蔵台学園主任教諭	松田 稚佳子
	国分寺市立第七小学校長	柿崎 洋一
	国分寺市立第二小学校主任教諭	赤松 愛子
	国分寺市立第四小学校主任教諭	山口 理絵
	国分寺市立第七小学校主任教諭	亀井 翔子
教育委員会	教育部教育総務課長	廣瀬 喜朗
	教育部学務課長	柳 功一
	教育部学校指導課長	高橋 美香

事務局	教育部学校指導課学校教育担当課長	關 友矩
	教育部学校指導課指導主事	渡辺 大輔
	教育部学校指導課指導主事	武田 裕江
	教育部学校指導課指導主事	稲村 望

国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会日程

回	日 程	場 所	内 容
第 1 回	5 月 25 日 (木) 14:30～16:30	ひかりプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱状公布</li> <li>○国分寺市における特別支援教育の現状と今後の方向性についての説明</li> <li>○協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討事項の確認について</li> <li>・アンケートの実施について</li> </ul> </li> </ul>
第 2 回	6 月 23 日 (金) 13:15～16:00	第二小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校固定学級（知的障害）授業参観</li> <li>○協議</li> </ul>
第 3 回	7 月 26 日 (水) 14:30～16:00	ひかりプラザ	○協議
第 4 回	8 月 23 日 (水) 14:30～16:00	ひかりプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議</li> <li>○報告書の作成</li> </ul>
第 5 回	10 月 26 日 (木) 14:30～15:45	ひかりプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議</li> <li>○報告書の確認</li> </ul>

## 児童アンケート結果

1 方法 在籍学級にて配布，家庭で保護者ととも児童が回答 7月中旬実施

2 対象

	在籍数	回収数
わかば学級在籍児童	42人	23

(回収率55%)

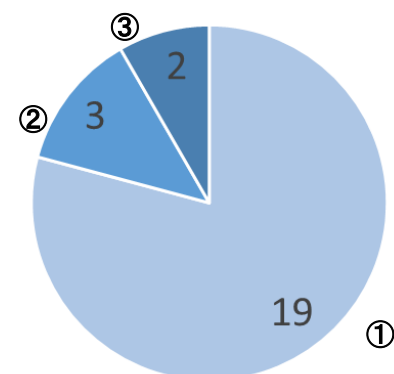
3 回答結果

(1) 学校は楽しいですか。

回答内容	件数
①楽しい	19
②つまらない	3
③分からない	2

※複数回答あり

(1)

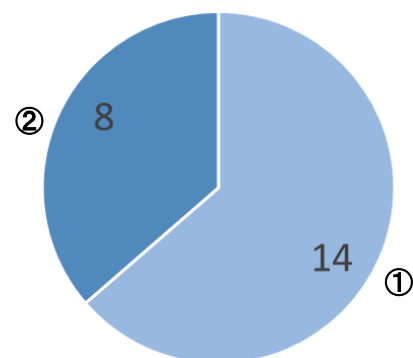


(2) 学校での生活に困っていることはありますか。

回答内容	件数
①ない	14
②ある	8

※無回答あり

(2)





(2) で「②ある」と回答した内容

回答内容	件数
①授業中，静かに学習できなくて困っている。	2
②休み時間，遊ぶ場所がせまくて困っている。	3
③気持ちが 落ち着かないことがあって，困っている。	2
④その他	4

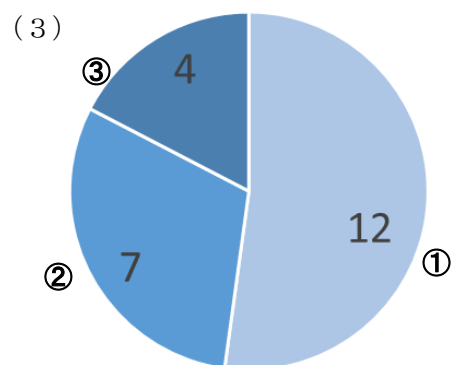
※複数回答あり

【その他】

- ・友達に手を出してしまうのが止められない。
- ・忘れ物をしてしまう。
- ・〇のクラスで〇〇ちゃんが〇〇言うてうるさい。
- ・先生の話聞いていないときがある。
- ・教室の席と席が近く，人と人の空間が保てない。(人数が多いため)
- ・環境が療育的には配慮が難しく，教室で子どもたちも先生も頑張っているが，先生達がいいつも大変に感じる。学校も常に限界に思えることがたびたびある。でも，その状況は子どもたちが気持ちを伝えたりしにくくなるので一番困っているのは子どもたち！大人の工夫が必要な状況。

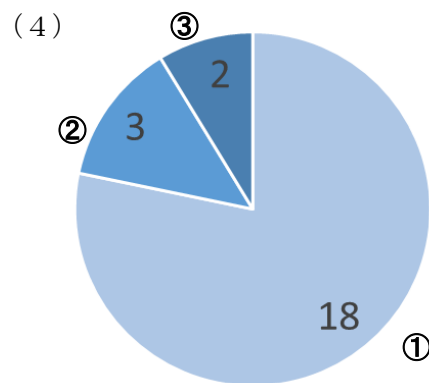
(3) 今，授業で使っている教室の広さはどうですか。

回答内容	件数
①ちょうどいい・広い	12
②せまい	7
③分からない	4



(4) 担任の先生や他の先生とたくさんお話することができますか。

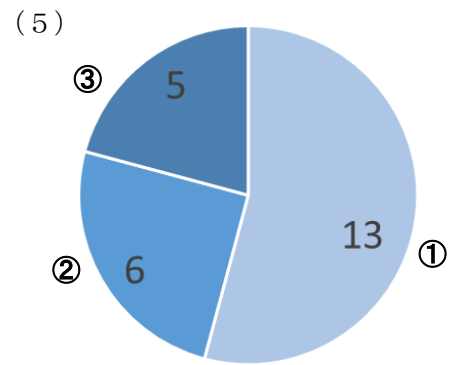
回答内容	件数
①できる	18
②できていない	3
③分からない	2



(5) 登下校の時間は長いですか。

回答内容	件数
①ちょうどいい・短い	13
②長い	6
③分からない	5

※複数回答あり



(6) 学校がこうなったらいいなと思うことを、しかくの中に入れてください。

- ・学校まで30分かかるのももう少し近いとよいです。
- ・学校がもっと近いとよいです。
- ・教室もカーテンで仕切って授業をしていて隣の声が気になる。
- ・先生が日々を回すことで精一杯にならないよう、少なくとも児童数は今の半分程度になること。
- ・今のクラスは…。人数が多いと感じます。個々の障害の形も違い難しいかもしれませんが、子どもたちが学びやすく、安全な環境で一人一人を思いやるような学校になってくれるといいなと思います。
- ・補助の先生を増やしてほしい。
- ・先生が目が児童一人一人に行き届くこと。
- ・夏休みが増えてほしい。
- ・悪口がない。
- ・虫が増えるように木を増やしてほしい。(くぬぎとコナラ)
- ・バッタを捕まえたいから校庭を芝生にしてもらいたい。
- ・清瀬市の七小の校庭みたいにしてほしい。カナヘビをたくさん捕まえたい。
- ・毎日楽しく過ごしているようです。ありがとうございます。
- ・いっぱい勉強したい。
- ・漢字を早く教えてほしい。
- ・〇〇ちゃんと仲良くなりたい。
- ・通常の子ともっと遊んだりしたいです。
- ・交流学級の子と一緒に勉強もしてみたいです。